

2026年4月15日

株 主 各 位

神奈川県平塚市桜ヶ丘1番35号
平安レイサービズ株式会社
代表取締役社長 山 田 朗 弘

臨時株主総会決議ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜りありがたく厚く御礼申し上げます。

さて、2026年4月15日開催の当社臨時株主総会におきまして、下記のとおり決議されましたのでご通知申し上げます。

敬 具

記

決議事項

第1号議案 株式併合の件

本件は原案どおり承認可決されました。2026年5月12日を効力発生日として、当社普通株式658,353株を1株に併合いたします。なお、効力発生日における当社の発行可能株式総数は68株となります。

第2号議案 定款一部変更の件

本件は原案どおり承認可決されました。定款一部変更の概要は以下のとおりです

- 第1号議案の株式併合（以下、「本株式併合」といいます。）の効力が発生した場合には、当社の発行済株式総数は17株となり、単元株式数を定める必要性がなくなります。そこで、本株式併合の効力が発生することを条件として、現在1単元100株となっている当社株式の単元株式数の定めを廃止するため、現行定款第8条（単元株式数及び単元未滿株券の不発行）及び第9条（単元未滿株式についての権利）を削除するとともに、当該変更に伴う条数の繰上げを行うものであります。

2. また、本株式併合の効力が発生した場合、会社法第182条第2項の定めに従って、当社の発行可能株式総数は68株となること、かかる点をより明確にするために、本株式併合の効力が発生することを条件として、当該事項に関する現行定款第6条（発行可能株式総数）を変更するものであります。
3. さらに、本株式併合の効力が発生した場合、当社の株主は、最終的に、当社の代表取締役会長であり、主要株主及び支配株主である相馬秀行氏（以下「相馬氏」といいます。）、当社の代表取締役社長であり、第6位株主（2025年9月30日現在）である山田朗弘氏（以下「山田氏」といいます。）が代表取締役を務め、当社の主要株主である小余綾弘産株式会社（以下「小余綾弘産」といいます。）及び相馬氏に株式貸借を行う予定である相馬代一氏、相馬大亮氏、小余綾弘産に株式貸借を行う予定である山田氏、山田たか子氏、山田悦子氏、菊田祥子氏、山田真弓氏、山田一海氏、山田亮氏、山田詩湮氏（相馬氏、小余綾弘産、相馬代一氏、相馬大亮氏、山田氏、山田たか子氏、山田悦子氏、菊田祥子氏、山田真弓氏、山田一海氏、山田亮氏、山田詩湮氏を総称して、以下「残存株主ら」といいます。）のみとなるため、定時株主総会の基準日に関する規定及び株主総会資料の電子提供制度に係る規定はその必要性を失うこととなります。そこで、本株式併合の効力が発生することを条件として、現行定款第13条（定時株主総会の基準日）及び第18条（株主総会参考書類等の電子提供措置等）を削除するとともに、当該変更に伴う条数の繰上げを行うものであります。
なお、本議案に係る定款一部変更は、本株式併合の効力が生じることを条件として、本株式併合の効力発生日である2026年5月12日に効力が発生いたします。

（ご参考） 株式併合及び単元株式数変更について

当社は、本臨時株主総会において、2026年5月12日をもって当社普通株式658,353株を1株に併合すること及び単元株式数の定めを廃止することといたしました。

なお、この株式併合及び単元株式数の廃止に伴う株主様による特段のお手続きの必要はございません。

1. 1株に満たない端数が生じた場合の処理

本株式併合により、当社の株主は最終的に残存株主らのみとなり、残存株主ら以外の株主の皆様は保有する当社普通株式の数は、1株未満の端数となります。

当該1株未満の端数に相当する数の株式については、会社法第235条第2項の準用する同法第234条第2項及び同条第4項の規定に基づき、裁判所の許可を得た上で、当社が買い取ることを予定しており、その買取りに係る代金を、1株未満の端数が生じた株主の皆様に対して交付する予定です。

この場合の買取価格につきましては、必要となる裁判所の許可が予定どおり得られた場合には、本株式併合の効力発生日の前日である2026年5月11日の最終の当社の株主名簿に記載又は記録された残存株主ら以外の株主の皆様が保有する当社普通株式の数に1,500円を乗じた金額に相当する金銭が交付されるような価格に設定することを予定しております。但し、裁判所の許可が得られない場合や計算上の端数調整が必要な場合等においては、実際に交付される金額が上記金額と異なる場合もあり得ます。

[上記の端数株式処分代金のお支払方法については、2026年6月頃に、当社の株主名簿管理人である三井住友信託銀行株式会社より別途ご案内を差し上げますので、お待ちいただきますようお願い申し上げます。]

2. 主なスケジュール

当社普通株式の売買最終日	2026年5月7日（木）（予定）
当社普通株式の上場廃止日	2026年5月8日（金）（予定）
株式併合の効力発生日	2026年5月12日（火）（予定）
端数株式相当分の処分代金のお支払い	2026年8月中旬から下旬（予定）

3. 当社株式の売買について

本株式併合に伴う端数株式に係るお取扱いは上記「1. 1株に満たない端数が生じた場合の処理」に記載のとおりとなりますが、当社普通株式の売買最終日となる2026年5月7日までは株主の皆様にて通常どおりの株式の売買が可能です。

本株式併合の効力発生日の前日である2026年5月11日時点で当社株式を保有する株主の皆様につきましては、端数株式処分代金のお支払いを予定です。

以 上